

第百五十三回国参議院文教科学委員会會議録第五号

平成十三年十一月二十九日(木曜日)

午前十時開会

委員の異動

十一月二十八日

辞任

森 ゆうこ君

補欠選任

西岡 武夫君

出席者は左のとおり。

委員長

橋本 聖子君

理事

阿南 一成君

亀井 郁夫君

小林 元君

山下 栄一君

林 紀子君

委員

有馬 朗人君

有村 治子君

大仁田 厚君

加納 時男君

後藤 博子君

中曾根弘文君

岩本 司君

神本美恵子君

奥石 東君

鈴木 寛君

山本 香苗君

畑野 君枝君

山本 正和君

西岡 武夫君

衆議院議員

発議者

発議者

発議者

齊藤斗志二君
坂井 隆憲君
中野 寛成君

発議者

河合 正智君

国務大臣

文部科学大臣

遠山 敦子君

事務局側

常任委員会専門員

巻端 俊兒君

政府参考人

文化庁次長

銭谷 眞美君

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○文化芸術振興基本法案(衆議院提出)

○委員長(橋本聖子君) ただいまから文教科学委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨二十八日、森ゆうこ君が委員を辞任され、その補欠として西岡武夫君が選任されました。

○委員長(橋本聖子君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

文化芸術振興基本法案の審査のため、本日の委員会に文化庁次長銭谷眞美君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(橋本聖子君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(橋本聖子君) 文化芸術振興基本法案を議題といたします。

本案につきましては既に趣旨説明を聴取しておりますので、これより質疑に入ります。

○畑野君枝君 おはようございます。日本共産党の畑野君枝でございます。

きょうはトップバッターで質問させていただきます。ということになっておりますので、よろしく願っています。

文化芸術振興基本法案につきましては、自由かつ創造的に行われるべき芸術文化活動への国家と行政の介入や、あるいは国費の重点配分による差別と選別を招きかねないのではないかという懸念があることに對しまして、衆議院の審議の中では、芸術文化活動に對しての行政の介入はしないという答弁や、差異は設けないという答弁がございました。さらに、質疑の中では、表現の自由の保障は当然であるとの意思も確認されてきたところだと思えます。

この法案につきましては、基本理念の中で、文化的権利やあるいは芸術家の地位向上などが条文として明記をされました。また、芸術団体が寄附を受けやすくなるための税制上の措置も書き込まれております。

こうした理念や施策につきましては、六万人の芸能実演家を擁する芸術協を初め、多くの文化芸術団体、個人の皆さんが二十数年にわたって研究を重ね、粘り強く運動されてこられた、その一定の成果の反映だというふうに思っております。

しかしながら、私は、まだまだ創造する側あるいは享受する側、国民の皆さんの願いからすれば十分ではない点があると思えますし、芸術文化の本質の振興、芸術家の創造表現の自由や地位の自主的な向上、そして国民の文化権を進展させる、この点で質問をさせていただきたいと思うわけがあります。

まず最初に伺いたいのは、文化庁の直接支援でありますアーツプラン予算、これはこの間、九六年の三十二億六千万円が二〇〇一年には二倍の六十三億六千九百万円になっておりますが、一方で、第三者機関を通じての間接支援である芸術文化振興基金による支援という点では減っております。最高の九一年三十一億三千四百万円だったものが二〇〇〇年には三分の一の九億七千七百万円と、金利の低下の影響はあるにしても、そういう状況になっていくわけなんです。

アーツプラン21についてですけれども、我が国の芸術水準向上の牽引力となることが期待される芸術団体に対する重点支援だとか、またことしの新世紀アーツプランではトップレベルの団体というふうになっております。このように、内容の評価にかかわることが現に行われておりまして、直接の公的支援をする場合に對して行政介入のおそれがある、法律制定によってさらに拍車がかけられるのではないかとこの危惧の声も聞かれておりますけれども、その点についてどう考えるか伺います。

○政府参考人(銭谷眞美君) ただいま先生お話しございましたように、我が国全体の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術の頂点を高めるとともに、そのすそ野を拡大することが必要だと考えております。

アーツプラン21によりまして、我が国の芸術水準を高める上で直接的な牽引力となることが期待される芸術活動に對して現在重点的な支援を行っておりますし、一方、そのすそ野を拡大するという意味合いでは、若手芸術家の養成・研修、あるいは地域文化の振興への支援、あるいは芸術文化振興基金による多様な活動への助成を行っているわけでございます。

来年度、現在考えております文化芸術創造プランの中でも、トップレベルの芸術活動の支援、新進芸術家の養成、そして子供の文化芸術体験活動、この三点を総合的に推進をするということと

考えておりまして、その中で芸術団体が行う地方公演の支援など文化のすそ野を広げる事業についても積極的に対応していきたいというふうに考えております。

なお、このアーツプランなどによります助成に際しましては、現在、芸術家や有識者、こういった外部の専門家の方によって構成される審査委員会を設置いたしまして、この審査委員会で適切な審査を行った上で助成を決定しているところでございます。今後ともそのような運営が適切に行われるように努めてまいりたいと考えております。

○畑野君枝君 その点で、アーツプランなどの直接支援に対しまして、文化庁から独立した第三者機関ですね、専門家などを含めた、そういったものも設ける必要があるのではないかと思います。この点はいかがですか。

○政府参考人(錢谷眞美君) これまでも、アーツプランの実施につきましては外部の専門家の方による審査委員会というものをきちんと設けて実施をいたしております。今後ともそのように考えております。

○畑野君枝君 次に、表現の自由の問題、これは一九八〇年のユネスコの勧告の中でも示されております。私は、このユネスコの芸術家の地位に関する勧告の中でこのように言われている点が大事だというふうに思います。つまり、「最も広く定義された芸術が、生活の不可欠な部分であること、かつ、そうあるべきであることを認め、また芸術的表現の自由を助長する精神的風土のみならず創造的才能の発揮を促進する物質的条件の醸成、維持に努めることは各国政府にとつて必要かつ適切である」、このように言っております。つまり、経済的な保障、これがないと表現の自由の本当の開花にはつながっていかないというふうに思うからでございます。

衆議院の審議の中で、提案者からは、地位の中には社会保障を含む経済的かつ社会的権利が含まれているというふうに答弁されております。そこまで考えるならば、所得や社会保障まで触れてい

くべきではなかったかというふうに思うわけですが、この点について今後どのように考えておられるのか、施策あるいは立法はどのようにお考えになっているのかを伺います。

○衆議院議員(中野寛成君) 芸術家の社会的な地位の向上ということについては、芸術家団体の皆さんからとりわけ強く要請を受けたものでございまして、そういう意味でも期待は大きいと思っております。そしてまた、社会保障的な性格を持たないのであれば、それを規定する意味がないのではないかとさえ私も思います。

今御指摘いただいた自由を保障する自主的な創造、また享受を保障することがこの法案の目的でございますので、おっしゃられた趣旨を体して当然それが実現しなければいけないものと思っておりますが、この法律案が施行されて、さまざまな公演や展示等への支援、それから芸術家等の国内外における研修や発表機会の充実など、そういうことが活性化されることは、おのずから芸術家の経済的な地位や社会的な地位を高めることになろうと思っております。

ただ、労働災害などの社会保障の問題についてはとりわけ厚生労働省の皆さんに頑張ってもらいたくないといけませんし、これは以前にも先生の党の方から御指摘があつて、懸案になっていた。テーマもあると思います。そういうことをより一層促進させていくためにも、この法律案が有効に機能するのではないかと期待をいたしております。

○畑野君枝君 本日に芸術関係者の方あるいはいろいろな方から労働補償や労働条件で大変苦勞されているというお話を私も伺います。

そして、例えばフリーのカメラマンの方のお話ですけれども、フリーだから自由でいいではないかというふうに言われるけれども、現実にはフリーしか選べない、フリーではなくてフリーターだと、こういうふうな声もあるわけですね。

芸能実演家の活動と生活実態を芸術協の皆さんが調査報告書を出されておりますけれども、その最新の中でも、二十九歳までの女性芸能実演家

の年収収入は、民間の〇・一あるいは公務労働者の年間の収入の半分、百五十九万円になっている、こういう実態なわけですね。ですから、所得や社会保障、芸能の制作現場における安全管理や労働補償等についても、さらに一層具体的な検討をすべきだというふうに思っております。

先ほど厚生労働省との関係も進めるといふことでございますけれども、文化庁、この点では、どういふ内容をどういふ方向で相談するということになるのでしょうか。

○政府参考人(錢谷眞美君) お話のございました芸術家の皆さんのいわゆる労働補償など社会保障の問題につきましては、一義的には厚生労働省の所管となるわけでございますが、文化庁としても芸術家の社会的、経済的な地位が向上していくということは文化政策上大変重要なことだと考えております。

今後、芸術家の皆様方の御意見を改めて伺ひをし、また社会保障関係の各制度のそれぞれの実態も考慮して、関係省庁とよく相談をしてみたいというふうに考えております。

○畑野君枝君 ぜひ進めていただきたいと思ひます。

さて、次の問題ですけれども、一方で文化芸術の振興というふうに言うわけでございますが、他方では、今、特殊法人改革の名前によって文化の切り捨てが進められようとしております。例えば、国立劇場や新国立劇場の民営化など、行政改革推進事務局は、特に演劇分野は国費の投入廃止、こういうことなども書かれていっていると伺っております。

国は、一方で振興と言ひながら、民間でやっているからということで切り捨てて。こういうことは私はあってはならないというふうに思うわけですが、この点について、どのように文化庁としては考えておられますか。

○政府参考人(錢谷眞美君) 特殊法人改革というのは、文化庁としても政府の最重要課題であるというふうに認識をいたしております。

これまで日本芸術文化振興会につきましても、養成・研修事業、あるいはその設置をいたしております国立劇場、新国立劇場の運営業務、あるいは芸術文化振興基金による助成事業などにつきまして、種々御指摘をいただいているところでございます。

文化庁といたしましては、日本芸術文化振興会が行っております事業は公共性が高く、採算ベースには乗らないために、いわゆる単純な事業の廃止、民営化には、その議論にはなじまない面もあると考えております。

今後、演劇への国費投入の必要性など、文化芸術振興の観点から必要なものは必要ということ御理解を求めると、一方、特殊法人改革の趣旨から改善すべき点は改善しつつ、適切に対応してまいりたいと考えております。

○畑野君枝君 必要なものは必要という立場だといふふうに伺ひました。

この点では、民間の方が効率的でいいからというふうに言つて市場に任せてしまひますと芸術文化はつぶれてしまふ分野もあるわけですね。効率性では済まない、こういうことでございませう。

そういう点で、「文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを目指す」とあるわけですから、効率性を物差しにして公的支援を打ち切るという意味ではないということを確認したいと思ひますが、提案者の方、いかがですか。

○衆議院議員(斎藤斗志二君) ただいまの御質問は、基本理念をうたった第二条第四項に触れているのではないかと思つておりますが、我が国において文化芸術活動が活発に行われるような、そういう環境が醸成されること、これは非常に大事だと思つておりまして、結果、我が国の文化芸術の発展、ひいては世界の文化芸術の発展に資することを願つていふものでございませう。

御指摘の効率性を基準等々の関係でございませうが、この規定では助成のあり方と関係するものではないと私も理解をいたしております。多様

な文化芸術活動に関して幅広く助成を行っていく
ということが大事だと考えております。

その際、専門的な見地から判断すべきものとは
考えておりますが、何よりも大切なことは、より
多くの助成が可能となるよう文化芸術予算の充実
を図っていくというふうに考えております。

お花をいっぱい咲かせたいと思ってお
りますが、水をやらないというわけでは、そうい
うことではないんだというふうに思っております。

○畑野君枝君 文化庁はいかがですか。

○政府参考人(鎌倉眞美君) 先生御指摘の規定が
効率性を基準とする助成のあり方と関係するもの
ではないと考えておりますが、いずれにいたしま
しても、多様な文化芸術活動に対して幅広く助成
を行っていくことは我が国の文化芸術の発展に
とっては大変に重要なことであると認識をいた
しております。

その助成を行う際に際しましては、その活動の趣
旨や内容、その必要性などにつきまして、それぞ
れの専門家による判断の上に立つて行われている
ところでございますし、今後ともそのように考え
ていきたいと思っております。

○畑野君枝君 最後に伺いたいんですが、遠山文
部科学大臣に伺います。

私の事務所にも映画関係者の方からファクシミ
リが寄せられまして、幅広い議論を今度の法案で
も行ってほしいし、これによって今の芸術文化振
興基金の廃止などの愚策はやらないでほしいと、
こういう声が寄せられているわけでございます。

ですから、一方で文化芸術振興基本法で振興し
ながら、一方で日本芸術文化振興会の業務を民
営化するとか助成事業を縮小することのないよう
にぜひお願いをしたいと思いますが、いかがで
しょうか。

○国務大臣(遠山敦子君) 日本の将来を考えます
ときに、科学技術創造立国とともに、文化立国で
立っていくということはまことに大事だと考えて
おります。

新しいこの法律案は、成立いたしますれば、日
本の文化芸術をさらに振興するという、力強い歩
みを始めるというための法律だと考えておりま
す。その趣旨に照らして、私どもとしては、この
分野の振興について責任を持ってこれから対処し
てまいりたい。次長及び提案者の方々の答弁にあ
りましたような方向でしっかりと歩むということ
を私としてもここで申し上げたいと思えます。

○畑野君枝君 終わります。

○委員長(橋本聖子君) 他に御発言もないよう
ですから、質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。――別に御意見もな
いようですから、これより直ちに採決に入ります。
文化芸術振興基本法案に賛成の方の挙手を願
います。

(賛成者挙手)

○委員長(橋本聖子君) 全会一致と認めます。
よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決
すべきものと決定いたしました。

この際、山下栄一君から発言を求められており
ますので、これを許します。山下栄一君。

○山下栄一君 私は、ただいま可決されました文
化芸術振興基本法案に対し、自由民主党・保守
党、民主党・新緑風会、公明党、日本共産党、社
会民主党・護憲連合及び自由党の各会派共同提案
による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

文化芸術振興基本法案に対する附帯決議
(案)

政府及び関係者は、本法の施行に当たって
は、次の事項について特段の配慮をすべきであ
る。

一、文化芸術の振興に関する施策の策定及び実
施に当たっては、必要な財政上の措置等を適
切に講ずること。

二、本法は文化芸術のすべての分野を対象とす
るものであり、例示されている分野のみなら
ず、例示されていない分野についても、本法

の対象となるものである。文化芸術の振興に
関する施策を講ずるに当たっては、その取扱
いに差異を設けることがないようにすること。

三、文化芸術の振興に関する施策の実施に当
たっては、文化芸術活動を行う者等広く国民
の意見を適切に反映させるよう努めること。

四、文化芸術の振興に関する施策を講ずるに当
たっては、文化芸術活動を行う者の自主性及
び創造性を十分に尊重し、その活動内容に不
当に干渉することのないようにすること。

五、我が国において継承されてきた武道、相撲
などにおける伝統的な様式表現を伴う身体文
化についても、本法の対象となることにかん
がみ、適切に施策を講ずること。

六、我が国独自の音楽である古典邦楽が、来
年度から学校教育に取り入れられることにかん
がみ、古典邦楽教育の充実について配慮する
こと。

七、小中学校における芸術に関する教科の授業
時数が削減されている事態にかんがみ、児童
期の芸術教育の充実について配慮すること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げま
す。

○委員長(橋本聖子君) ただいま山下君から提出
されました附帯決議案を議題とし、採決を行いま
す。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(橋本聖子君) 全会一致と認めます。
よって、山下君提出の附帯決議案は全会一致を
もって本委員会の決議とすることに決定いたしま
した。

ただいまの決議に対し、遠山文部科学大臣から
発言を求められておりますので、この際、これを
許します。遠山文部科学大臣。

○国務大臣(遠山敦子君) ただいま御決議のあり

ました附帯決議につきましては、政府といたしま
しても御趣旨に沿って配慮してまいりたいと存じ
ます。

○委員長(橋本聖子君) なお、審査報告書の作成
につきましては、これを委員長に御一任願いたい
と存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(橋本聖子君) 御異議ないと認め、さよ
う決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。
午前十時二十一分散会

平成十三年十二月五日印刷

平成十三年十二月六日発行

参議院事務局

印刷者 財務省印刷局